

審査書

【九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第 1912061 号
令和元年 12 月 6 日
原子力規制庁

1. 審査の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、九州電力株式会社（以下「申請者」という。）玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に関し、申請者から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 2 第 4 項の規定に基づき申請のあった「玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（2019 年 9 月 4 日付け原発本第 85 号をもって申請。以下「変更認可申請書」という。）について審査した。

その結果、当該申請は、法第 43 条の 3 の 2 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないことが確認できたことから、同条第 1 項の規定に基づく認可をして差し支えないものと認められる。

2. 申請の概要

申請者が提出した変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

（1）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）が改正され、第 77 条（発電用原子炉施設の定期的な評価）が削除されたことから、本規定第 1 編第 10 条（原子炉施設の定期的な評価）を削除するとともに、以下第 1 編の関連する条文の変更を行う。

- ・ 第 3 条（品質保証計画）
- ・ 第 6 条（原子力発電安全委員会）
- ・ 第 118 条（保守管理計画）
- ・ 第 129 条（所員への保安教育）
- ・ 第 131 条（記録）

3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」と認めるときに該当しないものであるかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。））に基づき、審査した。主な内容を以下に記載する。

また、ここで用いる号番号は、断りのない限り保安規定審査基準のうち実用炉規則第92条第1項の当該号番号に関する審査基準を表している。

(1) 第3号（発電用原子炉施設の品質保証）

第3号は、発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについて、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することを要求している。

なお、実用炉規則第77条の規定については、現行規則より削除されており、経過措置により、法第43条の3の29第3項の規定による届出をするまでの間、なおその効果を有するとされている。

規制庁は、本申請において、実用炉規則の改正に伴い、第1編の条文の削除又は関連する条文の変更があった箇所について確認し、適正に削除又は変更がされていることを確認した。

また、本申請の附則において、発電用原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、法第43条の3の29第3項に規定された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出がなされるまでの間、従前の例によることを確認した。

したがって、本申請に係る変更は、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」と認めるときに該当しないと認められる。